

福祉のまちづくり条例

事前協議書作成のための手引き 令和3年10月以降

(建築物)



1	事前協議書作成のための手引き P 1
2	事前協議に必要な書類 P 1
3	事前協議書作成のための確認事項 P 1
4	事前協議書（第5号様式）の記入例 P 2
5	図面に明示すべき事項等 P 3～P 12
	・資料1 配置図兼1階平面図 P 13
	・資料2 多機能トイレ詳細図 P 14
	・資料3 階段詳細図 P 15

令和7年3月

川 崎 市

1 事前協議書作成のための手引き

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議においては、**本手引き及び協議ガイドを参考に、事前協議書を作成してください。**

適合状況項目表及び図面の記載事項については本手引きを参考に作成してください。また、整備項目の詳細等については、川崎市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル等を参考にしてください。

2 事前協議に必要な書類

- (1) 指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（以下「事前協議書」という。）
※電子申請の場合、フォームに必要事項記入と用途の内訳等がわかる面積表を提出
- (2) 適合状況項目表（A-1 又は A-2 様式）
- (3) 付近見取図・配置図・各階平面図
- (4) 各項目の適合性を判断するために必要な詳細図面等
（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）

3 事前協議書作成のための確認事項

提出方法

紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合
⇒正本・副本各 1 部を御用意ください。

電子申請の場合

⇒オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

事前協議書（第 5 号様式）
・ 通知書（第 11 号様式）

「**4 事前協議書の記入例**」を参考に用途、指定施設の規模、連絡先（連絡が取れる設計者）を確認してください。

図面の記載事項

「**5 図面に明示すべき事項等**」、「**資料 1（平面図）**」、「**資料 2（8（1）と（2）の便房を組み合わせた便房の詳細図）**」を参考に、**図面に幅員等を記載してください。**

適合状況項目表との整合

適合状況項目表と図面の数値等が相違ないか確認してください。

必要な詳細図の添付

便所・EV等の詳細図を添付してください。

***以上のことに注意して、事前協議に必要な書類を作成してください。**

4 事前協議書（第5号様式）の記入例（電子申請の場合作成不要）

第5号様式

変更協議の場合、囲む

指定施設新築等(変更)事前協議書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 川崎市長

住所 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇

氏名 川崎 太郎

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称	〇〇〇〇		
指定施設の所在地	川崎市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇		
指定施設の種類	図書館	構造	RC造 3階
新築等の種類	新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		
指定施設の規模	敷地面積	1,000 m ²	建築面積 400 m ²
	新築等の部分	その他の部分	合計
指定施設の延べ面積	1000 m ²	m ²	1,000 m ²
用途の内訳	(図書館)	400 m ²	400 m ²
	(共同住宅)	600 m ²	600 m ²
	()	m ²	m ²
	()	m ²	m ²
	共用部分	m ²	m ²
駐車場の駐車台数	8台(うち機械式 台・車椅子使用者用駐車施設 1台)		
工事予定年月日	着手	令和〇〇年〇〇月〇〇日	完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日
連絡先	住所	〇〇県〇〇市〇〇	法人名 〇〇〇〇
	氏名	〇〇 〇〇	電話 〇〇-〇〇-〇〇
※ 受付欄	※協議終了年月日 年 月 日		
	※ 審査結果等 担当者を記入		

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

図面に明示すべき事項：		補足事項：	
詳細図必要箇所：			

A-1 様式【建築物（小規模施設を除く公共的施設用）】

適合状況項目表

公共的施設の種類ごと
作成してください。

（公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用）

名 称	
公共的施設の種類	(区分：)

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容	協議*	検査*
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キについては全て）を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室までの経路	有 無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路	有 無		
エ 共同住宅等である場合 道等から住戸等までの経路	有 無		
オ 共同住宅等に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
カ 共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路	有 無		
キ 公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。			
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適 否		

ア～カ：
それぞれの経路について、
1以上の経路を整備

全ての公共用歩廊

2 敷地内の通路

		適	否		
(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路					
		敷地内の全ての通路			
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ	水はけの良い仕上げ	適	否		
ウ	段の有無	敷地内の全ての段			
(ア)	手すりの設置	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(イ)	段を容易に識別できる構造	識別方法			
(ウ)	つまずきにくい構造	適	否		
(エ)	蹴込板の設置	敷地内の全ての傾斜路			
エ	傾斜路の有無	有	無		
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否	前後のレベル	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(イ)	前後の通路と識別しやすい構造	識別方法			
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路					
		細目グレーチング等			
ア	幅は、140cm以上	1の移動等円滑化経路内の敷地内の通路			
イ	戸の有無	有効幅員			
(ア)	出入口の幅は、90cm以上	有効幅員 ・両開きの場合は、フランス落としの有無			
(イ)	自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	傾斜路の有無	有効幅員			
(ア)	幅は、140cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	戸の前後は140cm×140cm程度の空間を確保 ・戸の前後のレベル			
(イ)	勾配は、1/15以下（高さが20cm以下の場合は、1/12以下）	前後のレベル ・長さ			
(ウ)	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否	設置状況	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	両側5cm以上の立ち上がり	
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	両側5cm以上の立ち上がり			
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	踏幅150cm程度の平坦なスペース	

(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のア・エ中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする		適用		
3 出入口				
<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員 ・両開きの場合は、<u>フランス落としの有無</u> 				
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口((2)に該当するものを除く。)				
ア	幅は、80cm以上			
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
		<ul style="list-style-type: none"> ・戸の前後は 140cm×140cm 程度の空間を確保 ・戸の前後のレベル 		
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口				
<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員 ・両開きの場合は、<u>フランス落としの有無</u> 				
ア	幅は、90cm以上			
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置			
エ	戸の前後の部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の設置			
		<ul style="list-style-type: none"> ・戸の前後は 140cm×140cm 程度の空間を確保 ・戸の前後のレベル 		
4 廊下等				
(1) 利用者の利用に供する廊下等				
<ul style="list-style-type: none"> 利用者が利用する全ての廊下等 				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	階段の上下端、傾斜路の上端に近接する部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設			設置状況
ウ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適		前後のレベル
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等				
<ul style="list-style-type: none"> 1の移動等円滑化経路内の廊下等 				
ア	幅は、140cm以上(共同住宅等で廊下等の末端付近及び区間30m以内ごとに車椅子が転回に支障のない構造の部分を適切に設けた場合は、120cm以上)			cm
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	適切に手すりを設置(社会福祉施設(保育所を除く)・医療施設に限る。)	適		有効幅員
エ	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
		<ul style="list-style-type: none"> ・戸の前後は 140cm×140cm 程度の空間を確保 ・戸の前後のレベル 		
設置状況				

5 階段				
(1) 主たる階段の幅は、130cm以上	有効幅員	cm		
否の場合、7に規定するエレベーター・乗降ロビーの設置		適	否	
(2) 手すりの設置（踊場を含む。）	設置状況	適	否	
手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置		適	否	
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ		適	否	
(4) 段を容易に識別できる構造	識別方法	適	否	
(5) つまずきにくい構造		適	否	
(6) 段鼻に滑り止めの設置	ノンスリップ等	適	否	
(7) 蹴込板の設置		適	否	
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	設置状況	適	否	
(9) 回り階段としない（主たる階段）。	設置状況	適	否	
6 傾斜路				
(1) 利用者の利用に供する傾斜路		利用者が利用する全ての傾斜路		
ア 手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	設置状況	適	否	
手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置		適	否	
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ		適	否	
ウ 前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	識別方法			
エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	設置状況	適	否	
オ 否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	設置状況	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路		1の移動等円滑化経路内の傾斜路		
ア 幅は、140cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）	有効幅員	cm		
イ 勾配は、1/12以下	前後のレベル 長さ			
ウ 高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置 踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	設置状況	適	否	両側 5cm 以上の立ち上がり
エ 両側は、転落を防ぐ構造		適	否	
オ 傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置				踏幅 150cm 程度の平坦なスペース

エレベーター図メーカー仕様書等添付で対応可能
(内部展開図・出入口正面図含む)

7 エレベーターその他の昇降機

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー

ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止				数台ある場合、協議対象とするエレベーターの別	
イ 籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上					
ウ 籠の奥行きは、135cm以上	奥行き	cm			
エ 籠の幅は、140cm以上 (床面積の合計が2,000㎡以上はスに記入)	幅	cm			
否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上	奥行き	cm			
	幅	cm			
オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上	幅	cm			
	奥行き	cm			
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適	否			
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置	適	否			
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	適	否			
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	適				エレベーター内部展開図
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置	適				
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置	適	否			
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	適	否			
ス 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーター					
(ア) 籠の幅は、140cm以上(寄宿舎・事務所・工場・複合施設については、奥行き152cm以上・幅105cm以上も可)	幅	cm			
	奥行き	cm			
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない。	適	否			
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー					
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による表示の設置	適	否			
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設	適	否			
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否			
(4) エスカレーターのかし板は、ステップ部と区別しやすい色	適	否			

平面図で下記の仕様が確認できない場合は、詳細図を添付

8 便所				
(1) 車椅子使用者用便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）				
ア 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
イ 車椅子使用者用便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm		
	便房	cm		
ウ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適			
エ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
オ 車椅子使用者用便房の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）	幅	cm		
	奥行き			
カ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適			
キ 附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）	適			
ク 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努める。	適	否		
コ 車椅子使用者用便房を外部出入口のある階及び複数階に設置するよう努める。	適	否		
(2) 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置	適	否		
(3) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置	適	否		
(4) (1)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所				
ア 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
エ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
オ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
(5) (2)から(4)に定める便所・便房は次に定める構造とするよう努める。				
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm		
	便房	cm		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保	適	否		
(6) (1)から(4)に定める便所の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。	適	否		

有効幅員

寸法
資料2参照

有効幅員

9 駐車場			
総駐車台数	台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (100台以下の場合は、1台以上、100台を超える場合は、1/100台以上)	台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造			
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	寸法	幅	cm
		奥行き	cm
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適	否	
ウ 平たんな場所に設置	適	否	
10 レジ通路等			
レジ通路等の幅は、90cm以上	有効幅員	cm	
11 浴室、シャワー室又は更衣室 (男女の区別があるときは、それぞれ1以上)			
(1) 出入口			
ア 幅は、80cm以上	有効幅員	cm	
		イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
(3) 車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保	適	否	
(4) シャワー、手すり等を適切に配置	適	否	
(5) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮	45cm程度	適	否
12 客室			
総客室数	車椅子使用者用客室の位置		
(1) 車椅子使用者用客室を設置 (必要室数は、総客室数の1/100室以上)	室		

平面図で下記の仕様が確認できない場合は、詳細図を添付

(2) 車椅子使用者用客室の構造

ア 便所			適	否		
便所の構造	床面は、滑りにくい仕上げ	有効幅員	適	否		
	車椅子使用者用便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所		cm		
		便房		cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否		
	手すり付きの腰掛式便器の設置	寸法	適	否		
	車椅子使用者用便房の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）	幅		cm		
		奥行き		cm		
	円滑に利用できる構造の洗面器を設置		適	否		
	附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）		適	否		
	小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）の設置		適	否		
車椅子使用者用便房内に荷物台を設置		適	否			
否の場合、同じ階に8(1)に定める構造の便所が1以上（男女の区別があればそれぞれ1以上）ある。			適	否		
イ 浴室			適	否		
浴室の構造	出入口の幅は、80cm以上	有効幅員		cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否		
	床面は、滑りにくい仕上げ		適	否		
	車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保		適	否		
	シャワー、手すり等を適切に配置		適	否		
	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮	45cm程度		cm		
否の場合、同じ階に11に定める構造の共同浴室が1以上（男女の区別があればそれぞれ1以上）ある。			適	否		
ウ 客室内は、車椅子使用者が円滑に移動・回転できるよう十分な空間を確保			適	否		
エ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保			適	否		
オ 床面は、滑りにくい仕上げ			適	否		
カ 客室の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。			適	否		

13 客席等及び舞台				
総客席数	設置位置	席		
(1) 車椅子使用者用席の設置（必要席数は500席以下の場合は、2席以上、500席を超える場合は、1/200席以上）		席		
ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置に設置	寸法	適	否	
イ 1席当たり幅90cm以上、奥行き120cm以上		適	否	
ウ 1席以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上とするよう努める。		適	否	
エ 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否	
オ 車椅子使用者用席に至る通路は、幅120cm以上で、区間50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設置		適	否	
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台上ることができる経路をそれぞれ1以上確保		適	否	
14 標識				
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置			設置位置	
エレベーターその他の昇降機	各階設置位置	適	否	
車椅子使用者用便房		適	否	
水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房		適	否	
ベビーチェアを設けた便房		適	否	
車椅子使用者用駐車施設		適	否	
乳幼児等用施設		適	否	
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置		適	否	
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの		適	否	
15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置			設置位置	
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）		適	否	
イ 点字等による表示	案内所の位置	適	否	
(2) 案内所の設置		有	無	

16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分				
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(1) 窓口等に、文字により情報を表示する設備の設置	適	否		
(2) 会議室に、スクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適	否		
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置するよう努める。	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度			cm	
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置			45cm程度	
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置	適	否		
出入口の幅は80cm以上			cm	

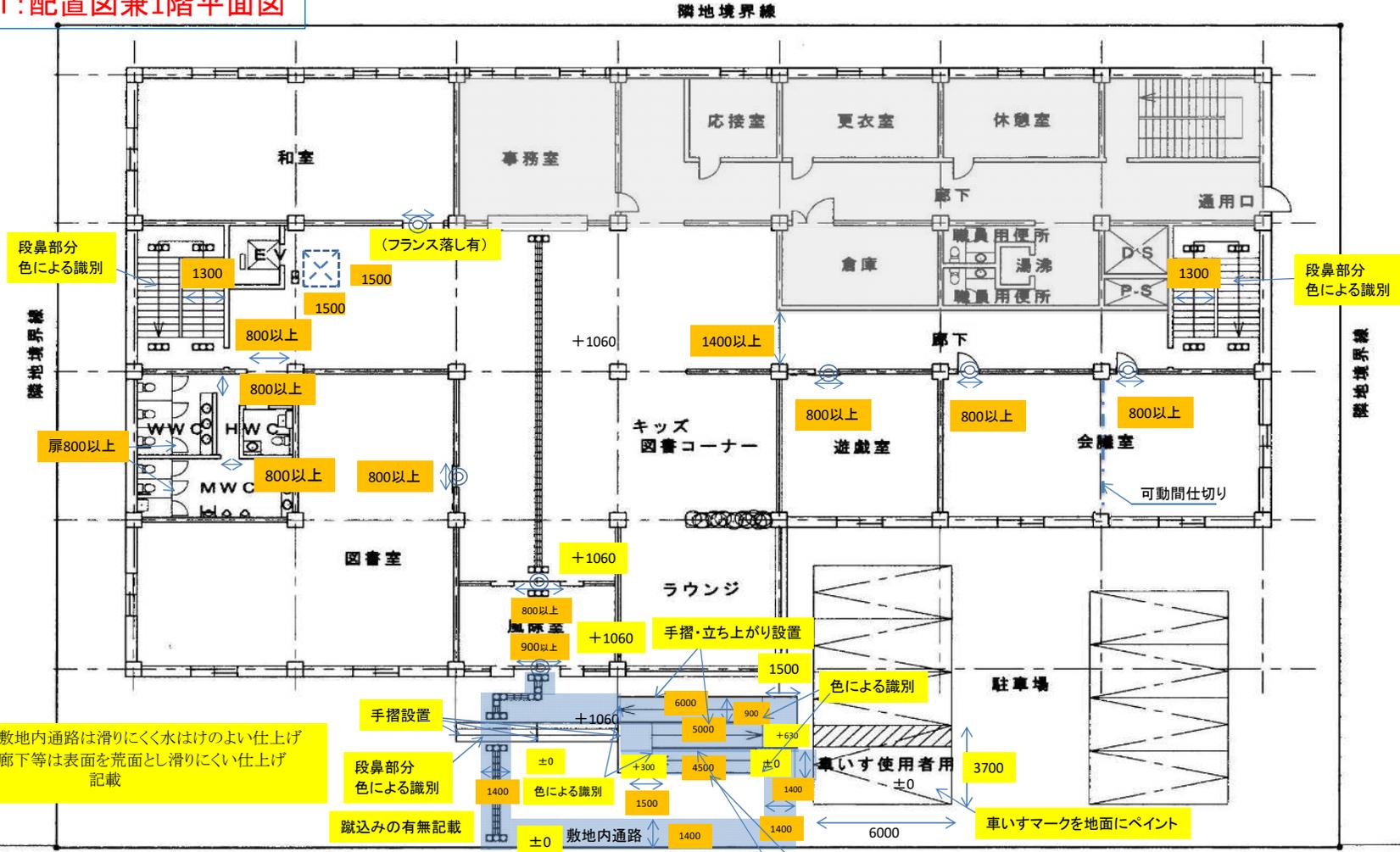
経路

設置位置

寸法

有効幅員

資料1:配置図兼1階平面図



・敷地内通路は滑りにくく水はけのよい仕上げ
 ・廊下等は表面を荒面とし滑りにくい仕上げ
 記載

手摺設置
 段鼻部分
 色による識別

蹴込みの有無記載

敷地内通路

手摺設置・立ち上がり設置

色による識別

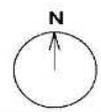
車いす使用者用

車いすマークを地面にペイント

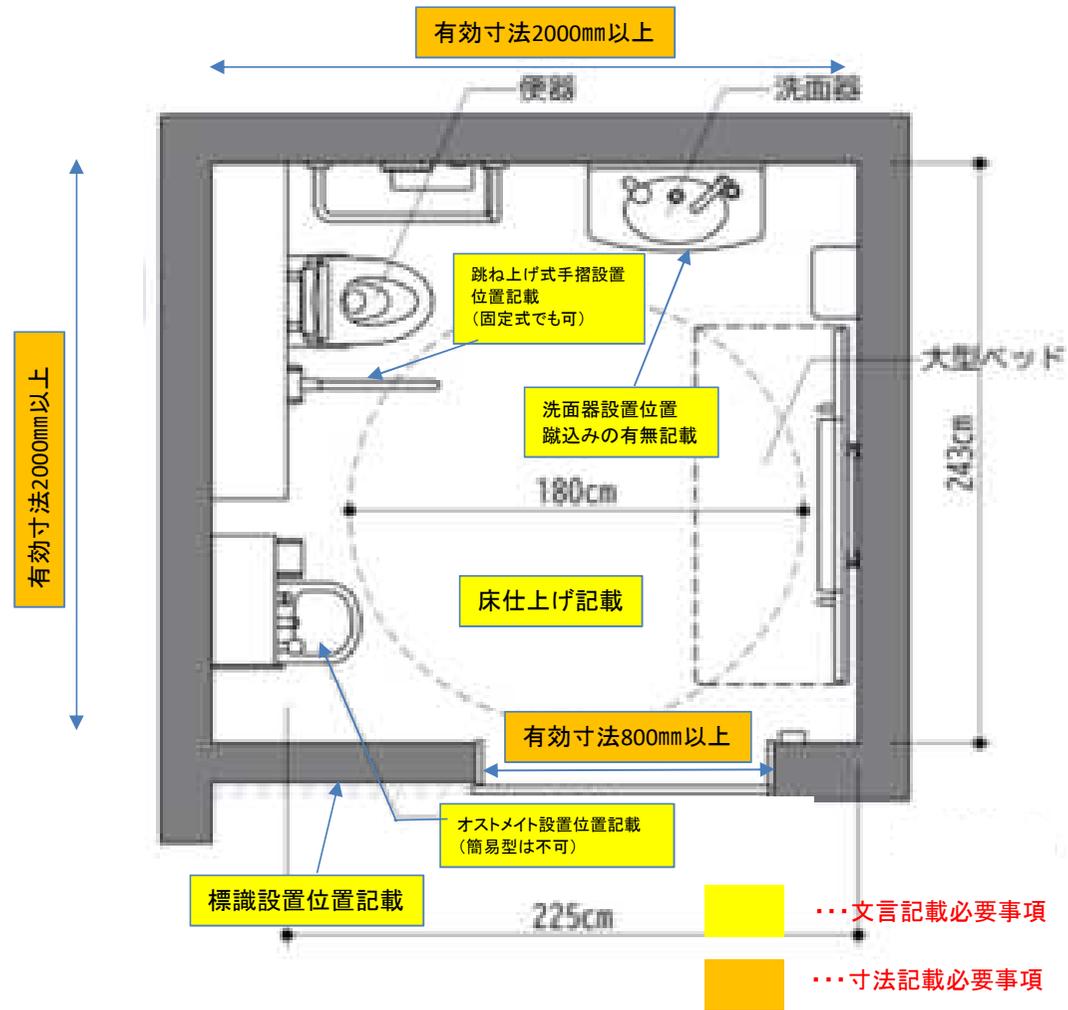
※◎:前後に1500角以上の水平面があることを示す

...文言記載必要事項

...寸法記載必要事項

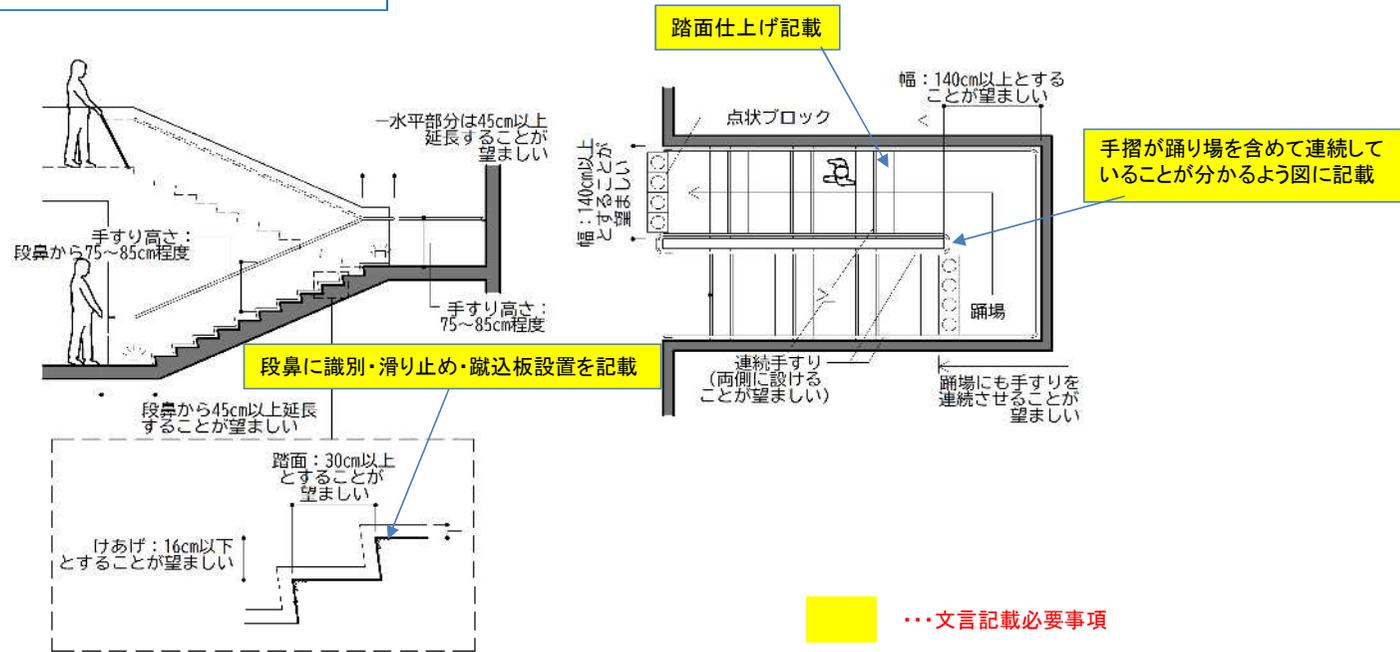


資料2: 多機能トイレ詳細図



資料:「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3[2021]年3月)」(国土交通省)p2-130を加工して作成

資料3: 階段詳細図



資料:「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3[2021]年3月)」(国土交通省)p2-92を加工して作成

問い合わせ窓口

まちづくり局指導部建築管理課

Tel 044-200-3088

Mail 50kekan@city.kawasaki.jp